

第3回別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

【Aチーム】概要

開催日：平成22年10月14日（木）
時間：午後1時～午後3時
会場：役場302会議室
参加委員：6名（欠席4名）
会議次第：1 開会
2 自己紹介
3 議題
1) グループ会議の進め方について確認
2) 第6章 議会（全6条）について
3) 今後のスケジュールについて確認
4 閉会

1 開会（グループリーダー）

2 自己紹介（全委員）

3 議題（グループリーダー）

1) グループ会議の進め方について確認

- ・グループで検討する際の進行役及び発表者について選出。
- ・報告書の作成については、事務局に任せることとする。
- ・草案について、この文章が適当かどうか、適当でなければ、どんな内容を規定すべきかについて検討していくこととする。
- ・議会について、地方自治法で規定されている条文についても参考とする。

2) 第6章 議会（全6条）について



～草案より～

（議会の設置）

第25条 町民の信託に基づき、町民の代表機関として、議会を置きます。

○検討委員からの意見

- ・地方自治法に既定されているものではあるが、別海町として多くの町民に認識してもらうため、この条例の中でこの規定が必要という前提で検討しては？
- ・それでも、改めて規定する必要があるのか考えてしまう。
- ・いままでの議会がどうだとかではなく、別海町として自治基本条例を作るのであれば、項目として必要ではないか。
- ・文章表現は、町民にわかりやすく、肩肘張らず、だけど中身のあるものにしない。
- ・第26条第1項の規定に、「選挙で選ばれた代表で構成する議事機関」と規定して

いる。本条においても「町民の代表機関」としており、設置と役割の規定で、どちらも同じような文章が規定されているのが気になる。



・「信託」といった文言が町民にとってわかりやすいか。「信託」とは信用して任せるという語句の意味である。「信託」と第26条第1項の「選挙で選ばれた」は同じ意味と考えるが、そろえるべきなのか、あるいは使い分ける理由があるのか。

・組織としての議会の設置を規定しているので、選挙で選ばれたとはせず、「信託」を使っても良いのでは。

・やさしい言葉として「町民の意思に」というのはどうか。

・「信託」には、信頼して政治などを任せるという意味がある。

●結果

・条文の内容としては良い。「信託」に代わる良い言葉があれば、再度検討とする。

次の条へ

～草案より～

(議会の役割)

第26条 議会は、選挙で選ばれた代表で構成する議事機関です。

2 議会は、討論を基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議をする機会の拡充に努めます。

3 議会は、議決による意思決定の課程及び妥当性を町民に明示するものとします。

○検討委員からの意見

・第25条と本条の第1項の文章が同じようでわかりづらい。同じような内容であるならば、一文にすることも考えてはどうか。

・設置と役割を区別し規定したほうが、わかりやすい。

・第3項について、少数意見に対する対応についても規定してはどうか。

・「妥当性」に含むと解釈し、あえて含まなくても良いのでは。

●結果

・内容は良いのではないかと。後で意見があれば再度検討とする。

次の条へ

～草案より～

(議会の権利)

第27条 議会は、別海町の条例、予算、決算、財産及び政策執行に関わる意思決定を行います。

2 議会は、行政の事務に関する監査請求や調査等の監視の権限を有します。

○検討委員からの意見

・特になし

●結果

・内容は良いのではないか。後で意見があれば再度検討とする。

-----次の条へ-----

～草案より～

(議会の責務)

第28条 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町がまちづくりの指針として策定する総合計画に基づき、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

2 議会は、町民の意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有します。

○検討委員からの意見

・特になし

●結果

・内容は良いのではないか。後で意見があれば再度検討とする。

-----次の条へ-----

～草案より～

(議員の責務)

第29条 議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たす責務を有します。

2 議員は、まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に政策の提案に努めます。

3 議員は、政策立案能力、自治立法能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努めます。

4 議員は、政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努めます。

5 議員は、別海町全体のまちづくりの視点をもって、的確な判断、活動を行うよう努めます。

○検討委員からの意見

・ここに規定されている事を、是非実行して頂きたい。

●結果

・内容は良いのではないか。後で意見があれば再度検討とする。

～草案より～

（議会の運営）

第30条 議会は、情報共有及び町民参加を図り、開かれた議会を目指します。

2 議会の会議は、公開とします。ただし、公開することが適当ではないときは、非公開とすることができます。

3 議会は、会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるよう努めます。

○検討委員からの意見

- ・第2項について、非公開とするときは、その理由を開示すべきと考えるので、条文にそのような文言を規定してはどうか。
- ・過去に非公開の例があったのかは分からないが、今後あり得るのであれば規定すべきである。



●結果

- ・第2項については、検討意見を反映し、修正とする。

（議会の運営）

第30条 議会は、情報共有及び町民参加を図り、開かれた議会を目指します。

2 議会の会議は、公開とします。ただし、公開することが適当ではないときは、その理由を付して、非公開とすることができます。

3 議会は、会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるよう努めます。

○その他の条文の規定に対して検討委員から意見がありました。

- ・第32条（町長の設置）の条文について、文末が「町長を設置します。」となっており、議会の規定である第25条の文末の「議会を置きます。」と違っている。今後検討が必要と考えます。
 - ・前文の4行目で「90人余りの人が」という文章があるが、違和感があるので、「90人余りの人々」や「90人余りの人達」としてはどうか。
 - ・同じく前文の3行目にある「練漁」の語句を「ニシン漁」としてはどうか。
- ⇒上記については、全体会議において検討することとする。

3) 今後のスケジュールについて確認

- ・今回検討した条文について、次回の会議まで改めて検討し、疑問があれば再度検討する。
- ・次回会議の開催日時について確認。

4 閉 会 （グループリーダー）